

委託契約書

発注者 新発田市 と 受注者 とは、下記の条項により委託契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 1 件 名 令和6年度 新発田市木製品保存処理業務委託
- 2 委託場所 新発田市教育委員会文化行政課埋蔵文化財整理室
- 3 委託期間 契約日から令和7年3月7日まで
- 4 業務内容 別紙仕様書のとおり

5 契約金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

- 6 契約保証金 免除 (契約規則第40条第7号該当)
- 7 委託料の支払い 受注者は、業務終了後、実施した業務(検査に合格した業務に限る。)の明細を記載した支払請求書を作成し、発注者に提出するものとする。発注者は、受注者の提出する適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。
- 8 規則等の適用 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則(平成18年新発田市規則第35号)、新発田市委託契約約款、機密情報に関する特記事項及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上決定するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 新発田市中心部3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者